

Title	平野祭の基礎的考察
Sub Title	Basic aspects of the Hirano festival
Author	三宅, 和朗(Miyake, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1996
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.1 (1996. 9) ,p.33- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19960900-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平野祭の基礎的考察

三宅和朗

一 はじめに

平安期に入ると、新たに畿内の有力神社を祭場として、国家的祭祀が行われるようになる。その一つに平安京北郊の平野社における平野祭があった。平野社は「今木神、久度神、古関神、相殿比売神」の四神を祭神とし（『延喜式』一一以下、『式』と略す）、創建は、『類聚三代格』一、貞観一四年（八七二）一二月一五日太政官符に「延暦年中。立三件社³（平野社のこと―引用者注）」とあるので、「延暦年中」の出来事であったことが知られる。また、延暦二〇年（八〇二）五月一四日太政官符には官人が「平野祭」などの諸祭祀を「闕怠」した場合に「中祓」が科せられる（『類聚三代格』一）として、「平野祭」の名前がみえる。右の二史料から、遅くとも八世紀

末に平野社が成立し、延暦二〇年までには平野祭がはじまっていたことは間違いない。

平野社については、以前から、祭神に関して多くの学説が提示されてきた。すなわち、伴信友が『蕃神考』で、今木神を百濟聖明王と解する説を発表して以来、いわゆる「蕃神」説、「非蕃神」説をめぐる論争が展開されている。しかしながら、論点も錯綜する諸説を逐一検討し、自説を提起するのは容易なことではない。ここでは、祭神の問題はひとまず措くこととし、平野祭と平野社との関係を中心に、平安時代の王権祭祀と神社（祭祀）との関係を解明していきたいと思う。本稿で指摘することは、かなり基本的な事柄に属する。その基本事項の確認を通して、右の課題に接近していくこととしたい。

二 平野祭の構成

イ

平野祭の祭日は四・十一月の上申日であった(『儀式』一・『式』一など)。平安期成立の各儀式書には平野祭の祭式次第が記されている。そこで、それに依拠して、平野祭儀を具体的に検討していきたいが、その前に、平野祭の舞台となった平野社境内内部、社殿などの配置がどのようなになっていたかを確認しておきたい。[図1]は、福山敏男氏が作成された「平野神社社殿推定配置図」⁽⁷⁾や彰考館文庫蔵「平野神社社頭絵図」⁽⁸⁾を参照しつつ、儀式書や古記録などにみえる殿舎や門を推定箇所⁽⁹⁾に記入して作図したものである。まず、[図1]について、簡単に説明しておこう。

平野社にいつ頃、常設の社殿が建てられたか、定かではない。しかし、『弘仁式』祝詞と推定される『本朝月令』所引「平野祭」祝詞⁽⁹⁾のなかに「此所乃底津石根尔宮柱広敷立豆。高天乃原尔千木高知天。天乃御蔭日乃御蔭止定奉豆」⁽¹⁰⁾(「久度古開」祝詞もほぼ同文)とあるので、平安初期には社殿があったことは確かであろう。『式』三にも「凡平野社殿守者、以三山城国徭丁一人充之」と

あった。なお、平野社の四神殿は東面していたが、これは現在においても変更がない。

社殿の東に「舞殿」⁽¹¹⁾があり(『儀式』)、その東側には、神主が祝詞を奏上する「北屋」「南屋」⁽¹²⁾(『江家次第』六)と、平野祭に参会する皇太子以下の座が設けられる「北舎」「前舎」「南舎」「南舎」(「南後舎」)⁽¹³⁾の四舎が位置していた(『式』三八)。この社殿から四舎までの一画が平野祭の核心的神事が行われる「祭場」(『儀式』「江家次第」、「祭院」(『式』一)で、「外院」(『江家次第』)とは区別される場所であった。そして、祭院(祭場)と外院の間には「中門」⁽¹⁴⁾があつて、両者が隔てられていたらしい。

外院には、皇太子が祭院に参入する前に著する「休息舎」(『儀式』)や平野祭の開始にあたり、弁以下が著座する「東門南掖屋」(『江家次第』)の存在が知られる。ただし、両者の外院のなかでの位置は不詳である。また、この他にも、祭・外院には別の建物がいくつあつたはずであるが、それらは平野祭儀などの理解に直接に影響しないので、とくに図中に加えていない。

外院の東側の門が「社門」「神院東門」「東門」として『儀式』に出てくる東門(社門)である。東門の東につ

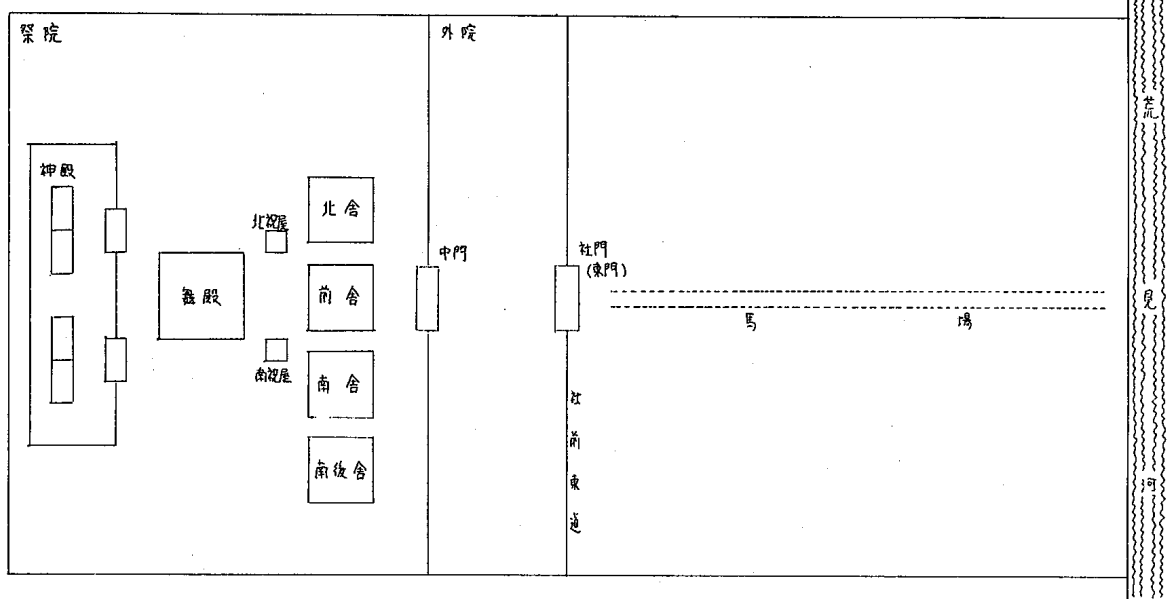


図1 平野社社殿推定配置図

いては、前出の貞観一四年二月一五日太政官符に、次のように記されている。すなわち、「社前東道」が南北に走り、「会集諸司。貴賤車馬。填塞社辺」。無道出入」という。したがって、平野祭などに会集する者は社前東道から東門前で「車馬」を下り、東門から外院に入ったものと思われる。右の官符によると、この社前東道の東側には、「行神事」并走御馬」の「神地」一町が「荒見河」西岸までひろがっていたことも分かる。当該地については、第三章で改めて詳しく述べることにしたいが、いずれにしても、荒見河の西の一町が「延暦年中。立件社之日。点定四至」。奏聞既訖」であり、平野社の祭・外院の地と合わせて、平野社草創以来の社地であった。

□

本節では、平野社の境内配置を踏まえたくうえで、平野祭の諸相を考察していきたいと思う。「表1」は「儀式一・『式』・『西宮記』恒例第三・『江家次第』六にみる祭儀次第を進行順にアチとして便宜的に区分し、かつ、その年代的な変化が明らかになるように諸書の成立年代順に配列したものである。以下では、「表1」を手がかりとして、『儀式』の「平野祭儀」を中心に順次、説明

[表1]

	儀 式	延 喜 式	西 宮 記	江 家 次 第
ア	<p>早旦、所司、供張すること、常の如し 弁大夫・外記・史、参じて行事す</p>	<p>平明、所司、皇太子輕幄・群官幄を祭院に設く 弁・外記・史・左右史生・官掌、祭所に参じて、行事す</p>		<p>弁・外記・史、参行して、神膳を供す 弁以下、外院に著して、諸司、饌を羞す。三献</p>
イ	<p>神祇官、神机四前を弁備し、膳部、机を神殿前に立て、却廻して、舞殿に立つ 炊女四人、薦を舞殿に敷く</p>	<p>正親司、官人・諸王の見参歴名を太政官に進む（桓武天皇の後王、大江・和等氏人、見参に預かる）</p>		<p>外記、中務を召して、侍従以上の見参の事を仰す。正親司を召して、王氏の見参の事を仰す「近代、見えず。催すべきなり」。木工寮を召して、文刺の事を仰す</p>
ウ	<p>外記、中務省を喚して、侍従已上の見参の事を仰す。正親司を喚して、王氏の見参の事を仰す。木工寮を喚して、文を挿む杖の事を仰す 非侍従の見参は外記、史生を率いて、祭座に就き、点</p>			
エ	<p>史、諸衛府を喚して、闌入を制すべき状を仰す。左右衛門府生以下の名簿を進めしむ</p>			<p>史、諸衛を召して、濫乱者を制すべき由を仰す。左右衛門府生以下の差文を進めしむべし</p>
オ	<p>皇太子、神院東門外に下馬す。神祇官、迎え、神麻を供して、</p>	<p>東宮、神院外に至りて、駕を下りる。神祇官、迎え、神麻</p>		

塩水を灌ぐ。皇太子、入りて、休息舎に就く。

進、幣を執る舎人を率いて、

神院東門に到る。神麻を曳

いて、塩水を灌ぐ。祭場に

到りて、幣を神祇官に授く

皇太子、休息舎を出、進みて、

神前座に就く。親王以下、各

座に就く

を供して、塩湯を灌ぐ。東宮、入りて、次に就く

親王已下、座に就く。東宮、

次より出て、幄西座に就く

監祀官、行事参議以上に申す
治部、歌吹を調せしむ(衛士)

氏人は奉幣の後、着すべし。
外記、代官を申す

上卿以下、座に着す

御巫ら、東門下に琴を弾き、
笛を吹きて、山人を迎う。山
人、薪を積む

上卿以下、参入して、各座に
著す

氏人は奉幣の後に著す。外
記、代官を申す

山人、東門外に候す。琴師、
炊女らを率い、酒肴を八脚机
に盛りて、門内に迎う。山人、
賢木を執りて、神寿詞を申す。
炊女四人、賢木を受け、門内
座に復し、東に向かい、起ち
て、舞う。訖りて、酒肴を山
人に賜わる。山人、薪を庭中
に立てて、退出す

神膳物を供す

神祇官、祝詞座に就く

大蔵、鬘木綿を賜わる

大臣、大蔵省を喚して、鬘木
綿を賜わることを宣す
先ず、神祇官人に賜わる。

輔は皇太子に奉る。丞は親

上卿、大蔵省を召して、縵木
綿を給わること命ず
上卿料は丞、取る。録・史

上卿、大蔵省を召して、縵木
綿を給わらることを宣す
丞は上に奉り、録は弁に奉

<p>ケ 春宮大夫は皇太子に献ず。 皇太子、拍手し、受けて、 これを著す。丞は参議已上 に、録は五位已上に、史生 は諸司判官已下召使已上 に、藏部は諸司史生已下歌 女已上に賜わる 神主、祝詞座に就く</p>	<p>王已下参議已上、録は五位 已上、史生は六位已下の官 人に賜わる</p>	<p>生、これを取る。各、拍手 して、額に着す</p>	<p>す。或いは拍手して、受く。 史生は諸司判官已下召使以 上に給わる</p>
<p>左右馬寮、御馬を社の北頭 に牽き立つ 神主、再拜。皇太子以下、再 拜 神主、祝詞を読む。皇太子以 下、兩段再拜、拍手 神部、散祭す</p>	<p>神祇官、兩段再拜。東宮以下、 再拜 神主中臣二人、祝詞を宣す。 神祇官、兩段再拜。東宮拜、 拍手 (散祭料)</p>	<p>神主二人、座に着す 一人は社後を経て、南祝屋 に着す 北屋神主、祝を読む。南神主、 (祝を)読む。御馬を牽く。 神主、拍手。上卿以下、拍手</p>	<p>神主二人、座に著す 一人は社後を経て、南祝屋 に著す 北屋神主、祝を読む。南屋神 主、祝を読む。左右馬允、御 馬を率いて、社の良角に立つ。 神主以下、拍手。上卿以下、 拍手</p>
<p>コ 左右馬寮、御馬を牽きて、社 を廻す。四度 氏人貢馬、その次に在り 皇太子、宮に還る 中臣、門外に候して、神麻 を供す</p>	<p>(櫪飼馬) 還宮 中臣、門外に候して、神麻 を供す</p>	<p>左右允、御馬を廻す。七廻 諸家馬を廻す</p>	<p>左右馬允、御馬を牽廻す。七 廻、或いは四廻 諸家馬を引く</p>
<p>シ 庭火を南北に燃す</p>			

<p>タ 外記、見参文を大臣に進む。 大臣、勅使に授けて、退出す</p>	<p>ソ 觴三行。拍手</p>	<p>セ 弁大夫、宮内省を喚して、御飯を賜わること命す 大膳進・属以下、先ず、神祇官に賜わり、次に親王以下に賜わる。諸司、拍手</p>	<p>ス 山人、神主、神祇祐已上、侍従、内舍人、大舍人、和舞す 山人、神祇官、神主中臣、侍従、内舍人、大舍人、歌舞を奏す 弁官、宮内録を喚して、食を給わること宣す 群官に酒食を給わる</p>
<p>外記、見参文を大臣に進む。上卿は將監に給わる</p>	<p>三献 一献、拍手して、飲む。三献以後、勅使に転じて、諸大夫に降す</p>	<p>庭燎 神主、侍従、内舍人、大舍人、各相並びて、倭舞す</p>	<p>庭燎を燎く 神主、侍従・氏人、内舍人、大舍人、各一人、相比して、舞す</p>
<p>外記、見参文を上卿に進む。上卿、近衛府將監に給わる</p>	<p>將監、座に着す 弁、宮内省を召して、御飯を給わること仰す 録、御飯を給わると申す。 上下、拍手</p>	<p>雅楽、東屋に坐して、神楽に供奉す〔近代、北屋に在り〕 御巫、舞了りて、本座に還る</p>	<p>雅楽寮、東屋に渡りて、神楽に供奉す〔近例、東北屋で供奉す〕</p>
<p>外記、見参文を上卿に進む。上卿、近衛府將監に給わる</p>	<p>近衛將監、座に著す 弁、宮内省を召して、御飯を給わること宣す 録、御飯を給わると申す。 上下、拍手</p>	<p>所司、饌を羞す。次、三献第一献、拍手して、飲む。三献、箸を下す。四献以後の往来は恒の如し。弁、勅使に転じて、盃を諸大夫に降す</p>	<p>外記、見参文を上卿に進む。上卿、近衛府將監に給わる</p>
<p>外記、見参文を大臣に進む。上卿、近衛府將監に給わる</p>	<p>若し、候ぜずは、外記に給</p>	<p>外記、見参文を大臣に進む。上卿、近衛府將監に給わる</p>	<p>若し、候ぜずは、外記に給</p>

<p>チ 冬祭 御馬を廻す 物忌、神舞す。山人、和舞す 諸司、見参文を中務省に送る 非侍従以下の見参者は外 記・史生、記録して、中務 省に授く 中務省、祿法を作りて、外記 に送る。外記、大臣に進む 大蔵省、祿綿を庭中に積む 中務官人、簡を執りて、名 を唱う。大蔵官人、品に隨 いて、頒ち賜わる</p>	<p>(冬祭) (十一月祭祿料調綿五百屯、 冬祭は祿を給わる)</p>	<p>冬 わる 外記、見参に祿文を加えて、 上卿に進む 大蔵、祿綿を南屋西北庭に積 む 外記・史生、庭座に着す。 中務、札を取りて、召し唱 う</p>	<p>冬 わる。外記、蔵人所に進む 外記、見参文に祿文を加えて、 上卿に進む 大蔵省、祿綿を積む 外記・史生、著す。中務丞、 召し唱う</p>
--	--	---	---

(注) (一) は『式』の規定から復元できるもの。「」は『江家次第』にみえる異説。

していききたい。なお、その際には、古記録などにみる平野祭関係記事―主として―一世紀以降のものにまとまった記述が残されている程度である―も援用することとした。

さて、当日は早旦、所司や弁以下が平野社に参向して祭の準備がなされる(ア)。その後、イでは、神祇官人が神机四前(神膳)を今木神以下四神に弁備し、膳部一

六人が一旦、机を神殿前に立ててから、改めてそれを舞殿に立てるとある。この時、舞殿に薦を敷くのが炊女四人で、彼女たちは平野社に奉仕する女性神職者であった(後述)。次いで、平野祭に参列する官人の点検、見参の作成がなされる(ウ)。

エは衛府の役人による警備である。『儀式』は「史喚_二諸衛府_一、仰_レ可_レ制_二闌入_一之状_上、即令_レ進_二名簿_一」とし

て、「左右衛門府生各一人、門部各二人、火長各三人、左右兵衛府生各一人、兵衛各二人」をあげている。『式』『西宮記』にはかかる記載がないが、『江家次第』は「史召諸衛_一仰_下可_レ制_三濫乱者_一由_上」として、『儀式』とほぼ同じ顔ぶれを指摘している（『江家次第』は『儀式』のなかの「左右兵衛府生各一人」を欠いている）。

九世紀に入って、六衛府制が成立するが、『式』四六（左右衛門府）・四七（左右兵衛府）などによって、衛門府と兵衛府の、内裏や朝堂院での警備箇所を比べると、前者の方がより外周を警護したことが分かる。それゆえ、平野祭の場合も、「図一」では中門―祭院を兵衛府が、東門―外院を衛門府が警固していたとも想像される。いずれにしても、ここで重要なことは、平野社で行われた平野祭に衛府が警固を担当したという点であろう。これは、平野祭が単なる神社の祭祀ではなく、王権の祭祀であったことを示唆しているように思うからである。

オ・カは皇太子親幣に関する件である。皇太子は平野社東門で下馬し、神祇官人による「供_三神麻_一灌_三塩水_一」（『儀式』）の後、外院の休息舎に入り、さらに祭院の前座（前舎）に就く（「図一」参照）。この時、親王以下も、舞殿前の四舎に就座するが、ここで注目さるべきは

次の二点であろう。

第一は、祭院における参列者の座の設定である。これについては、『式』三八（掃部寮）に詳細な規定があり、また、義江明子氏がすでに注目されているが、本稿でも重要視したいところでもあるので、煩をいとわず、左に關係条文を掲げておく。

a 凡四月平野祭、神殿前舎北第一間南面設_二女王座_一、東廂西面北上内侍已下座、南三間舎設_二皇太子御座_一、南舎北面東上設_二親王已下参議已上座_一、其後五位已上座、西壁下東面勅使座、其南舎北面東上設_二四世已上王、外記、史、中務丞、録、内舎人、諸司判官、五世已下王座_一、其後和、大江等氏人及諸司主典、大舎人座、其後太政官并諸司史生已下座、北舎南面東上神祇官人、神主、御琴師座、其後史生、官掌座、其後中臣、卜部座、南面東上治部、雅楽官人座、其後史生已下座、其後歌女座、十一月亦同、

〔式〕三八、掃部寮）
b ∴掃部設_二東宮座於神殿前_一、西向、∴

〔式〕四三、春宮坊）
a・bのなかで注意したいのは、南舎の「西壁下」に著座する勅使であろう。前舎の皇太子や内侍已下の座が

神殿に向かつて「西向」であり、それ以外の各舎の人々の座が南北面であったのに対し、勅使だけは「東面」していたからである。すなわち、勅使は祭神（神殿）に背を向けて著座したということになる。これはいつたい、何を意味するのであろうか。

第二は、『式』一にみる「監祀官」の存在である。すなわち、『式』には「監祀官進申行事参議以上、即令下治部調歌吹、大蔵賜鬘木綿上、…」として、監祀官の命令で祭事が進行していくように窺われる。監祀官は『式』のなかでも他に登場せず、しかも、管見の限りでは寡聞にして同様な例を聞かない。監祀官とは参列者のなかでは具体的には誰に相当するのであろうか。

この二点について、結論を先に述べると、監祀官こそ、南舎の西壁下で東面して著座した勅使のこと——『西宮記』『江家次第』などでは近衛将監にあたる——ではなかったかと考える。というのも、勅使の著座の位置・方向はまさに「監祀官」と呼ばれるにふさわしいと思うからである。

義江氏は、皇太子が木綿鬘を身に付けて前舎に著座する（ク）ことをもとに、皇太子は「一族のヒメたる女王とともに」、神前で「神祇官に祝詞を読みあげさせる」

のであり、祝詞を神に奏上する主体であるとされた⁽¹⁸⁾。しかし、事實は皇太子だけが木綿鬘を「着額」した（『西宮記』）わけではなかった。女王についてははつきりしないが、すくなくとも、祭院内の四舎に列座した人々のほとんどすべてが神と交流すべく、木綿鬘を付けていた⁽¹⁹⁾はずである（ク）。つまり、その点では、皇太子も諸官人も同列であった。したがって、祝詞を読みあげさせ、平野祭を実施する主体は、著座の位置・方向からして、やはり勅使＝監祀官と考えるべきであろう。

なお、勅使が祭神に背を向けて著座していたという事実は、勅使が平野社の神々を「敬う」形で平野祭に参加していなかったことも意味するように思う。ここで指摘した勅使著座の問題は平野社が当初、「皇室守護神」をまつる神社として成立したとする義江説⁽²⁰⁾には不都合な材料となる。しかも、後掲の「表3」からも明らかのように、平野諸祭神の神階は九世紀前半期で四位～五位どまりであったこと、平野社の創建、平野祭の開始期の延暦年間においても神階の上昇がなかったこともあわせて指摘できる。かかる点も、「皇室守護神」説への反証となる。また、右に関して付言すると、義江氏が『式』の「平野祭」祝詞冒頭に「皇大御神」とあることをもつ

て、今木大神をアマテラスと並ぶ「皇室守護神」とされ⁽²¹⁾たのも問題である。すでに別の機会に述べたところであるが、祝詞における「皇大（御）神」の語の使用は九世紀中葉以降、古代祝詞変質の一環として、伊勢神宮祝詞に限定されなくなるからである。平安初期成立の「平野祭」に「皇大御神」が登場しているのもけつして不自然ではない。このように、平野社Ⅱ「皇室守護神」説には賛成し難いように思う。⁽²³⁾

ところで、カには氏人奉幣のことが『西宮記』『江家次第』にみえる。実際の様子は『兵範記』に次のように記載されている。すなわち、平信範（氏人）は参社すると、先ず「拜殿」（舞殿）で奉幣し、その後、「外院舎」に着座した（仁安元年一月戊申条など）が、時にはこの奉幣が平野祭終了後のこともあった（仁安三年一月庚申条）。また、同じく奉幣としては、上卿の例が知られる。『兵範記』仁安元年一月戊申条によると、「上卿入門、…上卿着^二拜殿^一、先奉幣、次被^レ移^二着神殿舎^一」とあるので、上卿の場合も「拜殿」で奉幣の後、「神殿舎」に著座することになつていたものと思われる。なお、氏人・上卿以外では、皇太子と中宮（使）の奉幣もあつた。前者は、『式』四三に幣帛として「五色薄絶各六尺、

裏以^二調布^一」とあり、『儀式』には「進一人率^二執^レ幣舎人^一、…共^二到^二祭場^一、授^二神祇官^一、訖皇太子出^レ自^レ舎、進就^二神前座^一」とあつた。後者は『式』一三に幣帛の品目と「其使進一人、史生一人、舎人一人」が規定されている。

次はキノ、左右衛士が扮する山人二〇人参入の儀で、東門外に候した山人を、琴師・炊女が門内に迎える。山人は賢木を執り、神寿詞を奏上する。そして、酒肴を賜わり、薪を庭中に立てて退出するというものであつた。

この儀は『西宮記』『江家次第』でもほぼ共通している。松前健氏は、ヨゴトとは、中臣の天神寿詞や出雲国造神賀詞のように、「神に対してではなく、人に対して唱える吉祥のことば」であるとし、平野祭の山人の「神寿詞」も本来は「皇太子および桓武の御裔の皇子たちに対するもの」であつたと説かれて⁽²⁵⁾いる。また、山人のもたらす薪は「庭火」（シ）に用いられたのであろう。⁽²⁶⁾

クは先に触言したところでもあるが、大蔵省官人が参列者に鬘木綿を頒賜する儀である。これは『儀式』から『江家次第』まで一貫しており、また、『左経記』長元年（一〇二八）四月壬申条や『中右記』康和四年（一一〇二）四月丙申条などにも同様な記述があつた。この鬘

木綿が平野社側からではなく、大蔵省から調進され、同省官人が参列者に賜与するものであったことは、平野祭が朝廷の神事であったことを裏付ける一証となる。

ところで、『儀式』に、当該儀(ク)中、「大臣」が「召使」を召喚する際、「若日曠問、阿誰、召使申_二姓名_一」と記してあることは注意される。もし、日が暮れた場合、召使は姓名を申す_レ というのである。『西宮記』に「入_レ夜可_レ問、唯退出」とあり、『江家次第』にも「若及_レ暗者先名対面」(ク)とあった。すなわち、クの段になると、「早旦」(『儀式』)、「平明」(『式』一)における所司の準備(ア)からはじまった平野祭も「夕方」あるいは「夜」にまでおよぶ場合があったことが分かる。そして、シにおいて、『儀式』と『西宮記』『江家次第』の間で祭式順に若干の前後もあるが、「庭火」が燎かれるとあり、また、ソで弁が宮内省を召す際にも「若入_レ夜者先有_二名調_一如_レ恒」(『江家次第』)とあることから、平野祭儀執行のおおよその「時間帯」を察知することが可能であろう。

これを『兵範記』の記述に照らしてみると、嘉応元年(一一六九)四月の平野祭では、信範は「巳剋(午前一時)参_二社頭_一」、上卿は「午後参入」、「申剋(午後四

時)事了退出」とあった(嘉応元年四月丙申条)。上卿参入の時刻は「未剋(午後二時)」の場合もあるが、それでも祭儀は「申剋」には終了している(仁安二年四月壬申条)。もちろん、これに合致しない例もある。たとえば、内侍の到来が「申剋」と遅れたため、上卿以下の平野社からの退出が「于_レ時晩頭也」というケースもあった(仁安二年一月壬申条)。『左経記』長元元年(一一〇二)四月壬申条では、「及_三秉燭_一上不_レ被_レ参_二(二〇二八)四月壬申条では、「及_三秉燭_一上不_レ被_レ参_二」とあり、その後に「山人迎」以下の儀が実施されている。また、『中右記』康和四年(一一〇二)四月一二日条では、「弁遅参之間、^[百カ]景推遷、已及_三夜陰_一、頭弁適被_レ来_二(二八)とあった。このように参列者の遅参が祭祀の進行を妨げたことは間違いないところであろう。しかしながら、以上の諸史料から判断する限りでも、平野祭の実施時は儀式書が記す「時刻」を大幅に逸脱することはなかったようである。すなわち、祭の時間の問題から確認しておきたいのは、平野祭とは基本的に昼の間だけに行われた祭であったという点である。一般に、古くからの祭ほど、中心的な神事は真夜中に実施されることが多いという原則⁽²⁹⁾を念頭におくと、昼間の平野祭というのはけっして看過できないように思うのである(後述)。

さて、再び、平野祭儀（「表1」）の検討に戻ると、ケで、神主二人が祝詞を奏上し、皇太子以下が兩段再拜、拍手四段を行う。このうち、神主は平野社の神職ではなく、神祇官人であった。それは『式』一に「神主中臣二人」とあること、『式』八の「平野祭」「久度古開」祝詞に「神主尔神祇某官位姓名定_豆」とある（『弘仁式』の「平野祭」「久度古開」祝詞は「祢宜尔神祇某官位姓名定_豆」としている）こと、また、『式』四三にも「神祇官就_二祝詞座_一」とあることから疑いを入れない。そして、その祝詞の祈願詞は左掲の通りであった。

天皇我御世乎堅石尔常石尔斎奉利、伊賀志御世尔幸閉奉_豆、万世尔御坐令_レ在米給止、称辞竟奉登_久申。又申久、参集_豆仕奉留親王等・王等・臣等・百官人等_乎、夜守・日守尔守給_豆、天皇朝廷尔伊夜高尔伊夜広尔、伊賀志夜具波江如久立栄_之女、令_二仕奉_一給止、称辞竟奉_久申（「久度古開」もほぼ同じ）

この詞章は『弘仁式』祝詞と共通するところが多いが、内容を簡潔にまとめると、天皇の治世の長久、親王以下百官人の守護、朝廷の繁栄ということであろう。当該詞については、義江氏が鋭く指摘されたように、「そこには特に（桓武天皇の子孫である）王等、および外戚の大

江・和氏等の守護を願う考えはうかがえない⁽³⁰⁾」点が重要である。これは王氏や大江・和氏の座が南舎（南後舎）に配されて（『式』二三八）、列座者全体のなかで、特別な座席を占めていなかったことも密接に対応しよう⁽³¹⁾。しかも、この座の位置は後世にも継承された。『江家次第』にみられる氏人著座（「有官氏人一列、無官氏人一列」）も「南屋」（南後舎）内であり、基本的には『式』と変化がなかったからである。

要するに、祝詞の奏上者や祈願の内容、さらには参列者の著座という点からも、平野祭とは平野社において執行された祭であったが、同社の奉斎氏族が主体となつて行われた祭祀ではなかったことが知られよう。まさに、平野祭は王権の祭祀として、天皇の治世や朝廷の繁栄を祈願して実施されたのである。

次に、平野祭では、馬の引き廻しがあった。はじめは左右馬寮官人による御馬の引き廻しで、続いて、「氏人貢馬」（『儀式』）、「諸家馬」（『西宮記』『江家次第』）が引かれた（コ）。この場合の「氏人」「諸家」馬の引き廻しも、前者の後に行われただけに過ぎない。やはり、前者に対して、付随的な意味しかもっていないかつたとみられよう。

この後、皇太子が宮に還る(サ)。一方、平野社では、神祇副の命で笛工・琴師による琴笛の演奏、「歌人発声、先神祇、」(『儀式』)があつた(シ)。「西宮記」では「雅楽坐三東屋、…供_二奉神楽_一。御巫舞了、還_二本座_一。」として、『儀式』段階にはみられなかつた「御巫」(炊女)の舞が登場している⁽³²⁾。

スでは、「和(倭)舞」が奏上された。倭舞とは、斯波辰夫氏が明らかにされたように、「祭祀への奉仕者の神事からの解放を意味する解斎舞」⁽³³⁾であつた。ただ、ここでも留意したいのは、倭舞の舞人に「氏人」がほとんど姿をみせない点である。わずかに『江家次第』に「次舞、先神主、次侍従・氏人、次内舎人、次大舎人、各二人相比舞」として、舞人に「氏人」が加わっている程度である。しかも、この「氏人」も一人であつた可能性が高い。というのは、倭舞は『西宮記』に「各相並舞」、『江家次第』に「各二人相比舞」とあることから、二人ずつ並んで舞われるのが原則であつたらしいからである。したがって、『江家次第』では「氏人」が侍従とセットで倭舞を奏上したものと思われるが、それ以外の舞人は山人(衛士)以下、大舎人にいたるまで、すべて朝廷の官人であつた(『儀式』・『式』一・『西宮記』)。倭舞を舞うのが「祭祀への奉仕

者」であつたとすると、そのなかに氏人は本来的に含まれていなかったとみられよう。こうした点からも平野祭の性格の一端が窺えるのではあるまいか。

セは宮内省(大膳職)官人が参列者に酒肴を供給する儀である。これが直会にあたることはいうまでもない。直会の執行役にも国家の官人があつた。このことは貴族の日記の記述でも同じで、平野社の氏人が担当した形跡がないのである。

最後に、外記が見参文を大臣に進め、大臣が勅使にそれを授けて、祭は終了する(タ)。なお、儀式書には冬祭(十一月)の規定がみえる。四月の祭と大筋では共通するが、冬祭の際には、大蔵省官人が祿綿を庭中に積み、参列者に頒賜する件が独自の部分としてあつた(チ)。

ハ

前節では、各儀式書にみる平野祭の構成について、『儀式』の記載内容を軸に初歩的な考察を試みた。そこでは、平野祭の祭儀次第のうち、同祭成立時の原形ないしは原形に近いと思しき箇所を中心に取り上げて論じたつもりである。しかし、一般的にいつて祭儀は時代の経過とともに、様々に変容を遂げたはずである。その点は平野祭も例外ではない。本節では、平野祭の変質して

いった点を中心に検討しておきたいと思う。

そこで、右記の観点から、「表1」を見直すと、大局的には、『儀式』『式』と『西宮記』『江家次第』の間に大きな相違を見出すことができると思う。すなわち、『西宮記』の成立が一〇世紀中頃から後半であること⁽³⁵⁾からして、この時期を画期として平野祭が形を変えていったことが窺えるのである。以下では、かかる見通しのもとで、平野祭の変容の諸相を整理しておきたい。

平野祭の変容という点で、まず第一に指摘されるのは、皇太子の祭儀への参列（オ・カ・ク・ケ・サ）が『西宮記』からまったくみえなくなり、代って、皇太子の使が奉幣するようになることである。もつとも、『西宮記』以前においては、『本朝月令』所引「弘仁官式」に「或皇太子親進奉幣」、⁽³⁶⁾『式』四三にも「東宮有障、差進已上一人奉之」とあるので、皇太子の参加が常になされていたとはいいい難い。ところが、『西宮記』『江家次第』では皇太子親幣に関する規定がすべて欠落した格好になつており、やはり、ここに大きな変化が生じていたといえよう。こうした皇太子の役割の変化は平野祭だけにみられたわけではなかった。すでに指摘されている如く、たとえば、元正朝賀儀では、『西宮記』以後、皇太子の

奏賀がなくなっているからである。そして、この背景に、皇太子の居所が一〇世紀前半に東宮雅院から内裏内へと⁽³⁷⁾変わるという事実に象徴される皇太子の地位の変化が想定⁽³⁸⁾されている。平野祭における皇太子不参列も右の一環としてとらえられよう。

第二として、内侍の遅参・不参による祭儀次第の変化も指摘できる。内侍の到来の遅れは『兵範記』仁安元年十一月壬申条に「内侍遅参、再三遣催」、同二年十一月壬申条に「相待内侍之間、及申剋参入」などあった。また、『左経記』寛仁元年（一〇一七）十一月戊申条に「内侍不参、雖然依可及昏黒、無内侍被行之」とあるように、内侍不在のまま平野祭が実施されたケースも記録されている。平野祭における内侍の役割は、儀式書類では、『式』三八に舞殿前の前舎に「内侍已下座」が定められ、また、『江家次第』に神前に神膳を供える際に「内侍参進可供之」と記されている程度に過ぎない。しかし、平野祭と同じく内侍が参向する春日祭についてみると、『儀式』一には、参列者の就座、祝詞奏上儀の前に、「内侍以下入開饌蓋、次酌酒奠之」とあり、神前での具体的な奉仕の様子が分かる。平野祭における内侍の役目も春日祭とほぼ同様であったと

みられよう。したがって、内侍の遅参は祭儀全体の進行に影響をおよぼしたものと推定される⁽³⁹⁾。神前に神膳を供える儀が『儀式』ではイ(「表1」)で執行されていたのが、『西宮記』『江家次第』ではキへと移っているのも、⁽⁴⁰⁾内侍の遅参が恒例化したことに要因があったと思うのである。

第三として、諸使・官人の不参の問題があげられる。

これには、比較的早い時期のものとして、『本朝世紀』天慶元年(九三八)一月庚戌条に「平野祭諸司甚不具也。就中_レ大膳大炊左馬等職寮各不_レ令_レ判官参仕_二」⁽⁴¹⁾とある例、『小右記』長和元年(一〇一一)四月戊申条の「上卿・弁不_レ参、以_二弁代_一被_レ行_二」⁽⁴²⁾という例などがあつた。また、『儀式』にも「表1」コの馬寮允による御馬引き廻しの箇所に「若無_レ允則属就_二外記_一申_二障由_一、外記申_二大臣_一、以_レ属代_レ之」と注記されている。このような官人の不参・交替は儀式書のなかでは、上記以外に見出せないが、これに関連する件として、『西宮記』『江家次第』のかに「外記、代官を申す(外記が上卿に代官(シロツカサ)を申す)儀がみられる点に留意したい。この記述は、平野祭儀では簡略であるが、たとえば、『江家次第』五、二月「上申日春日祭事」においては

「外記申_二代官_一…某官々々不_レ参、代官給_レ半、上宣、誠_レ多也、外記申_二曰、某官代某官姓名誠_レ天候不、上宣、令_レ勤与、外記称唯退出、⁽⁴³⁾某人_一」⁽⁴³⁾として、官人の不参による代官の交替が一定の形式に則つてなされていたことが分かる。したがって、「外記、代官を申す」儀の成立の背後に諸使・官人の不参・交替が定例化していた状況を看取することができよう。当該儀が儀式書の平野祭儀のなかに定着した形で記されているのは『西宮記』と『江家次第』で、実例では『左経記』長元元年四月壬申条が最初であつた。この点からも、平野祭変容の一面期は『西宮記』段階に求められよう。

第四は、勅使_二監祀官(近衛将監)_一にも変化がみられた点である。勅使が平野祭で重要な役割を担っていたことは前述の通りであるが、『西宮記』裏書に「応和三年(九六三)十一月十二日、平野祭也。左右将監等不_レ候、不_レ能_レ遣_二取見参_一」とあるのを史料上の初見として、以後、同じような記事が諸史料に散見するようになる。現に、『西宮記』には外記が上卿に進めた「見参」を「召_二将監_一給_レ之。勅使不_レ来、⁽⁴⁴⁾給_二外記_一。」「江家次第」にも「召_二近衛府将監_一給_レ之、⁽⁴⁵⁾若不_レ候者給_二外記_一、」⁽⁴⁵⁾として、近衛将監が「不_レ来」「不_レ候」のことが記されているのも、右の反映

であろう。

また、これとは別に、『西宮記』『江家次第』で、勅使が参列した際の「近衛将監、座に著す」(ソ)も注目に値する。なぜならば、勅使が文字通りの監祀官であった段階(『式』)では、勅使の著座は遅くとも、カでなされていたとみなければならぬ。ところが、『西宮記』『江家次第』では著座時を見参文を授かる直前のこととしているからである。『西宮記』以降、勅使の著座がカからソへ移行した背景に勅使遅参があり、その役割も「取⁽⁴⁴⁾見参⁽⁴⁴⁾」(『九条年中行事』)だけに限定されたことが指摘されよう。ただ、ここで興味深いのは、勅使の遅参のもとでも、その著座の位置・方向が『式』とまったく変わっていない点である。『江家次第』に「近衛将監著座、夏、⁽⁴⁵⁾左右、著⁽⁴⁶⁾西壁下、入⁽⁴⁷⁾自⁽⁴⁸⁾乾角、著⁽⁴⁹⁾東面⁽⁵⁰⁾」として、近衛将監が南舎の「西壁下」に「東面」して著座するとあった。ここからも近衛将監(勅使)が監祀官の系譜を引くものであったことが窺えよう。

なお、右の勅使に関連して、「表1」ソの酒を賜る儀に登場する「勅使」についても一言しておきたい。この時の勅使とは、大夫に酒を賜る旨を伝える「御酒勅使」のことであり、近衛将監の勅使とは別の存在であった。

御酒勅使の儀も『西宮記』以後に見出されるが、これは直会の酒における行事が整備されてくる証⁽⁴⁵⁾といわれている。

二

以上、平野祭儀の基本構成と変容の諸相とを点検してきた。この作業から総括されることは、『西宮記』を境として後者の側面が様々に指摘できるとしても、前者の構造までもが大きく変貌するに至らなかったという点である。すなわち、平野祭とは成立当初から皇太子以下が参列するなか、勅使(監祀官)を主体として、国家機構の官人を動員して執行された祭祀であった。もちろん、平野社の氏人や神職たちが平野祭に全く無関係であったというわけではない。平野社の炊女は神膳を舞殿に供える際に薦を敷く(イ)、山人を迎える(キ)などの役割を担っていたし、氏人も祭院の座に著する前に奉幣を行っていた(カ)。また、馬寮の御馬引き廻しの後に「氏人貢馬」「諸家馬」の引き廻し(コ)や冬祭の時には物忌の神舞(チ)もあった。しかし、それらはいずれも平野祭の一面を担ったに過ぎず、⁽⁴⁶⁾氏人が平野祭の執行主体であったとは到底いい難い。ところが、前述したように、平野祭の実施には衛府の武官による警備(エ)か

ら始まって、多くの点で国家の官人が関与した。「平野祭」「久度古開」祝詞で祈願の対象になったのは天皇の治世や朝廷の繁栄であり、氏人の守護ではなかった。⁽⁴⁷⁾こうした点から察知されるように、平野祭とは、平野社の神祭に勅使が参加したというものではなく、平野社を場として執り行われた王権側の祭祀とみななければなるまい。こうした性格は時代の経過のなかでもかわることがなかったはずである。ちなみに、平野祭が宮中のケガレにより停止され、⁽⁴⁸⁾時には延引して実施されたケース⁽⁴⁹⁾があったが、かかる事実も、平野祭が平野社側の祭祀ではなかったことを雄弁に物語っているであろう。かつて、倉林正次氏は、平野祭は「宮廷祭祀ではないが、祭祀構造の上からは、それらに⁽⁵⁰⁾関係が深い」と指摘されていたが、むしろ、「宮廷祭祀」そのものとみる方が実際に適っていると思うのである。

もつとも、このように平野祭を王権祭祀ととらえると、別の問題が生じてくる。それは、なぜ王権祭祀の場に氏人の奉幣や貢馬が行われ得たか、という新たな疑問である。これについて検討されてよいのは義江説であろう。氏は『式』一一（太政官）の「凡平野祭者、桓武天皇之後王、^(改レ姓為レ臣者亦同)及大江、和等氏人、並預見参」という

氏人見参規定に注目され、同規定が承和以降、平野社の外戚神化が進むに際し、『式』の段階で後次的に付け加えられたものとされた。⁽⁵¹⁾しかし、この見解にはすでに宮崎浩氏が批判されている通り、平野祭では大江・和氏の座は末席に配されていたに過ぎない（『式』三八）し、また、何よりも「承和年間以降すなわち仁明・文徳朝といった大江・和氏とは遙に遠い血縁関係である天皇の治世に、平野社が外戚神として突然その性格を変質してくるという論理そのものが合理性を欠いている」といわねばならない。やはり、義江説とは別途に解釈する必要が⁽⁵²⁾あろう。そこで、筆者は次のように考えたいと思う。すなわち、『儀式』に「王氏見参」「氏人貢馬」がみえることからすれば、義江説のように、氏人の見参が『式』ではじめて付加されたとは考え難い。むしろ、平野祭成立期はかなり早い段階にはじまっていたのではあるまいか。では、その理由、背景は何かといえ、桓武天皇の氏族政策としての外戚氏族の優遇策⁽⁵³⁾―和氏は桓武の外祖父、大江氏は外祖母にあたる―が指摘されるように思う。確証には恵まれないが、平野祭という王権祭祀の場に氏人が奉幣や貢馬を行い得た事情に桓武の氏族策を想定したのである。

三 平野社とその周辺

イ

平野祭は王権祭祀として年二回、実施されるのが原則であった。しかし、それは祭日という特別な日の、昼間の神事に過ぎない。既述のように、平野社には平安初期から社殿が常設されていた可能性があることから、平野祭の祭日以外にも氏人や神職者の奉仕が何らかの形であつたと推考されよう。本章で問題にしたいのは、そのような平野社における日常的な奉斎集団の実態や祭祀のあり様である。もともと、はじめに断っておかねばならないのは、平安期の平野社に関する諸史料は基本的には国家の側で作成されたものばかりであつたという点である。したがって、そのような史料から、右記の課題にアプローチしていくことは至難といわねばならない。しかしながら、かかる史料のなかにも手がかりが皆無というわけではない。以下では、まず、『式』のなかから関係条文を列記して検討していくこととしたい。

a 平野神四座祭（中略）

齋服料

物忌王氏、夏絹五疋、^{冬加}綿十屯、紅花小六斤、

平野祭の基礎的考察

銭一貫六百卅文、^{冬料准}和氏、大江氏、並夏別絹一疋、^{冬加}綿三屯、紅花小三斤、銭六百卅文、^{冬料准}此、炊女四人、夏別絹四丈五尺、布一丈、冬絹一疋三丈、綿二屯、布一丈、
〔式〕一、神祇

b 平野祭物忌三人装束料、綿九疋、綿九屯、紅花小九斤、銭一貫八百九十文、^{表裳、沓等直}但王氏者加増綿三疋、綿七屯、紅花小三斤、銭一貫文、
右依^二内侍司移^一、申^レ官請受、
〔式〕一二、中務省

c 平野神炊女四人装束料、絹二疋、銭二百文、^{春料、絹}二疋、綿八屯、銭二百文、^{冬料}

d 平野古関久度三神、各物忌一人、^{日一升二合}松尾社物忌一人料、米三斗六升、^{小月三斗四升八合}
〔式〕三五、大炊寮

a 及 d は『式』にみえる物忌・炊女という女性神職者に関する条文である。このなかから、さしあたって導き出される事柄は次の三点であろう。

(一) 平野社には物忌が三人 (a・b・d)、炊女が四人 (a・c) いたこと。

(二) 物忌三人は平野社の三祭神を日常的に奉斎してい

[表2]		夏				冬			
		料		料		料		料	
b	物忌 (二人)	和氏・大江氏	物忌王氏	絹	綿	絹	綿	絹	綿
				紅花	銭	紅花	銭	紅花	銭
		五疋	一〇屯	六疋	一〇屯	六疋	一〇屯	六疋	一〇屯
		二疋	三屯	三疋	三屯	三疋	三屯	三疋	三屯
		小六斤	小六斤	小六斤	小六斤	小六斤	小六斤	小六斤	小六斤
		六三〇文	六三〇文	六三〇文	六三〇文	六三〇文	六三〇文	六三〇文	六三〇文
		一貫	一貫	一貫	一貫	一貫	一貫	一貫	一貫

(注) 各量は物忌一人分を算出して表示した。

たこと (d)。

(三) 物忌には「物忌王氏」「物忌和氏」「物忌大江氏」があり、呼称上の区別があったこと (a・b)。

このうち、(一) の物忌や炊女の人数については a の通りで、とくに異論は生じまい。⁽⁵⁴⁾ (二) については、d に平野社の物忌一人宛ての米の支給量が「日一升二合」とあることから、物忌は平野社の専業神職者であったと判断されよう。なお、物忌と同じく炊女も神社に日常的に奉仕したものとされる。というのも、『類聚三代格』一五、元慶九年 (八八五) 二月八日太政官符に、

炊女の「月糧米」支給を「停_レ給_三京庫_一。以_三官田_一被_レ充」とあるからである。

問題は (三) の理解であろう。物忌王氏は a・b にみえるが、物忌和氏・物忌大江氏という記述箇所はどこにもないからである。しかしながら、筆者が物忌和氏・物忌大江氏の存在を認めたいと思うのは次の理由に基づく。それは、a の物忌「齋服料」と b の「装束料」を物忌一人分に換算して作成した「表2」を一見すれば明らかのように、a の「物忌王氏」と「和氏、大江氏」の「齋服料」(冬料) が b の「平野祭物忌三人装束料」と合致し

ているからである。すなわち、aの「和氏、大江氏」とは平野祭に参列する氏人そのものではなく、平野社の物忌三人のうちの二人を指すとみななければならない。aの「和氏、大江氏」には、もともと、「物忌王氏」にならつて、それぞれ「物忌」が冠してあつたはずであるが、それが『式』文として記載される際、「物忌」が省略されてしまったのであろう。以上のような考察を経て、(三)は大方の承認を得られるものと思う。

ところで、a・dの物忌・炊女については、さらに次のような問題点を指摘することができる。まず、(一)

にも示した通り、物忌と炊女の人数の相違である。炊女が四人というのは平野の四祭神に対応するものであるが、物忌三人とは、dからも「平野（今木神のこと）引（用者注）古関久度三神」に奉仕するものであつた。このことを別言すれば、相殿比売神を奉斎する物忌が『式』に規定されていなかったことになる。

相殿比売神とは平野祭神に仕える巫女が神格化したものといわれているが、平野社の祭神に新しく加えられた神であることについては、いくつかの徴証がある。それを列挙すると、①『本朝月令』に「貞観式云。平野久度

〔表3〕	年	月	日	今木神	久度神	古関神	相殿比売神	出典
延暦	元(七八二)	一一	一九	従四位上				続日本紀
〃	二(七八三)	一二	一五		従五位下			〃
承和	三(八三六)	一一	一五	正四位上	従五位上	従五位上		続日本後紀
〃	一〇(八四三)	一〇	一七				(預名神)	〃
嘉祥	元(八四八)	七	二五	従三位	正五位下	正五位下	従五位下	〃
仁寿	元(八五二)	一〇	一七	従二位	従四位下	従四位下	正五位下	文徳実録
貞観	元(八五九)	正	二七	正二位	従四位上	従四位上	正五位上	三代実録
〃	元(八五九)	七	一四	従一位	従三位	従三位	従四位下	〃
〃	五(八六三)	五	二		正三位	正三位	従四位上	〃
〃	六(八六四)	七	一〇	正一位				〃

古開三神。今案。平野是惣号非二神名。可レ注ニ今
木久度古開一。更加相殿比売神一座。」として、『貞観式』ではじめて式文に相殿比売神が加えられたこと、②『式』祝詞も「平野祭」「久度古開」として三神の祝詞だけで、相殿比売神への祝詞は載録されていないこと（『本朝月令』に引く『弘仁式』祝詞も同じ）、③平野祭神の神階授与表（「表3」）から、相殿比売神がはじめて神階を授かったのは、他の三神より遅れて、嘉祥元年のことであり、それ以前の神階記事には現れていないこと、④『続日本後紀』承和一〇年一〇月壬申条に「平野社一前。預⁵⁶之名神」とあるが、「平野社一前」を比売神とみれば、合祀の年次も承和一〇年という可能性があること、の四点である。かかる諸点からして、相殿比売神の平野社への合祀は承和三年以降、承和一〇年ないしは嘉祥元年までの間と推定され、それが『貞観式』の祭神規定に定着したものと見える。とすれば、「平野古開久度三神」の日常神事に奉仕する三人の物忌の制は九世紀中頃以前の平野社の草創期に溯って成立していたと考えられよう。

では、物忌・炊女とは、平野社の女性專業神職者として、同社の祭祀にどのように関与していたのであろうか。岡田精司氏は、宮廷や有力な神社における祭祀は「男女

一組となつて行うのが常態であつたのではなからうか」として、伊勢神宮の場合、男性神職（祢宜・内人）は「祭りの進行にかかわること」を、女性神職（物忌）は「祭神の身の直接的な世話に当る仕事」を分担して課せられていたこと、その「原初的な形態として、…神懸りの巫女とそれを聞いて神意を占う男性との分担」であつたと考察された。⁵⁷この岡田説をさらに前進させたのが義江氏で、岡田氏の男女神職者の分担説を批判して、伊勢神宮の專業神職者では「男性神職者が自ら海に向向き・漁り・調理し・供進し、その一方で、農耕の収穫物の調理（春米・炊飯・造酒）と供進は女性神職者の役割となる」が、その「男女の分掌の基礎には生業における性別分業が存在した」と指摘された。⁵⁸そして、物忌（童女）の存在は（模擬的）生殖儀礼や生業の性別分業という両面からしても不審で、本来の女性神職者は成人女性であつたはずである。それは、伊勢神宮において、非專業神職者としての物忌母（祢宜内人等妻子）の神事上の働きに認められるとされた。⁵⁹

岡田・義江説には相違点もあるが、両説が、古代の祭祀がもつばら女性司祭者によるものではなく、男女ペアで執行されたこと、その男女にそれぞれの役割分担が

あつたことなどを鋭く指摘された点は十分に首肯できる。

そこで、両説をもとに、平野社の專業神職者を見直すと、次のような理解に導かれよう。すなわち、物忌・炊女・炊女は名称からしても、義江氏のいわれる女性神職者の役割と一致する一は男性神職者（祢宜・祝⁶⁰）とペアで、平野社の神事にあたっていたのであると。本章では、これまで、『式』にみる物忌・炊女を平野社の專業神職者として問題にしてきたが、それだけでは不十分であつたといわねばならない。

ところで、右記の神職者について、改めて注目したいのは、先述の（三）で、物忌に王氏・和氏・大江氏という呼称が接続していたという点である。この三氏は物忌の出身氏族を指すものとみて間違ひあるまい。かかる呼称は他社の物忌にみられないが、これは平野社への日々の奉斎や祭が基本的に三氏出身の男女專業神職者（氏人）によつて支えられていたことを推測させるものである。⁶²しかも、このあり方は、既述の如く、遅くとも九世紀中頃以前の段階までには成立していたはずである。この点は、平野祭が開始当初から、勅使を中心に国家の官人によつて実施されていたことと著しく対照的であつたといわねばならないであろう。

口

平野社の祭祀のあり方を知る手がかりとして、本節では『類聚三代格』一、貞観一四年一二月一五日太政官符を取り上げる。同官符は部分的にはすでに引用したところでもあるが、ここに全文を掲げて、詳しく検討してみたいと思う。

太政官符

応_レ充_二正一位平野神社地一町一事

在_二山城国葛野郡上林郷九条荒見西河里廿四坪一

四至

東限_二荒見河一

南限_二典葉寮園一

西限_二社前東道一

北限_二禁野地一

右得_二彼社預從五位下卜部宿祢平麻呂解状一稱。謹檢_二旧記一。延曆年中。立_二件社一之日。点_二定四至一。奏聞既訖。而社預等。不_レ詳_二事意一。無_レ領_二此地一。因_レ茲。嗟_二職院。去承和五年十月十五日。割_二取八段一。賜_二時統宿祢諸兄一。其後加_二野地二段一。転_レ給_二典葉寮一。彼寮。本自有_二葉園地一。重_レ請_二神地一。耕_二作畠一。今除_二件地一之外。四方被_レ限_二禁地一。無_レ有_二行_二神事一并走_二御馬一之処上。又会集諸司。貴賤車馬。填_二塞社辺一。無_レ道_二出入一。望_レ請。被_レ早返給_二。永為_二社地一。謹_レ請_二官裁一者。右大臣宣。奉_レ勅依_レ請。

貞観十四年十二月十五日

右の官符にいう経緯を整理しておく、官符で問題になつてゐるのは「山城国葛野郡上林郷九条荒見西河里^(マ)四坪」で、平野社の「社前東道」の東側から「荒見河」に至る一町の地であつた(「図1」参照)。平野社預卜部宿祢平麻呂の「解状」にいうところでは、「旧記」によると、「延暦年中。立三件社之日。点^レ定四至^二。奏聞既訖」であつたが、承和五年(八三六)一〇月に右の土地のなかの八段分が嵯峨院によつて時統宿祢諸兄に下賜され、さらに「其後加^二野地二段^一。転給^二典薬寮^一。彼寮^レ重請^二神地^一。耕^二作畠^一」ということになつた。ここに平野社は社の東側の地一町を喪失したことになるが、官符によると、同社地は①「神地」とも称されており、また、これを神社側が失つたことにより、②「無^レ有^レ行^二神事^一」并走^二御馬^一之^レ処^上、③「又会集諸司。貴賤車馬。填^二塞^一社辺^一。無^レ道^二出入^一」という弊害が生じた。したがつて、社預は「望請。被^二早返給^一。永為^二社地^一。謹請^二官裁^一」のに対して、その要求が認められたというものである。この史料のなかで、考察の俎上にのせたいのは、右の一町の地の性格である。官符に引く解状には、①②③として叙述されているが、③が平野祭などの際の参列者の到着に関わるものであることはすでに指摘した。

それでは、①の神地とは何であろうか。諸他の史料に神地の用例はけつして多いわけではないが、神地には、大別して二種類の意味があつたように思う。その第一は、神田の如き、神の料田を指すケースである。一例をあげると、『日本書紀』垂仁二十七年八月「卯条に「令^二祠官^一、卜^二兵器為^二神幣^一、吉之。故弓矢及横刀納^二諸神之社^一。仍更定^二神地^一・神戸^一、以^レ時祠之[」]とあるが、このなかの「神地」は上記のような意味であろう。⁽⁶⁴⁾

神地の第二の用例としては、神事を行う場所、ないしは神社の境内地を指す場合がある。その典型的な例として、天平勝宝八歳(七五六)六月九日の日付をもつ「東大寺山堺四至⁽⁶⁵⁾」のなかの「神地」をあげることができ。同図中の「神地」の文字は「御盖山」の西麓の方形区画内に記入されているが、この区画が現在の春日大社の南門を含む廻廊によつて囲まれた地に比定する説⁽⁶⁶⁾がある一方、八世紀代に構築された「コ」字型の築地の位置を示唆するという見解⁽⁶⁷⁾も出されている。両説のうち、どちらが正しいか、にわかに判断できないが、いずれにしても、右の図の「神地」内には社殿も一切描かれておらず、また、「御盖山」と「神地」の文字が西正面に書いてあることから、「神地」とは、春日社の社殿造営以前

の、御蓋山（神体山）西麓の祭場であったとみられよう。⁽⁶⁹⁾

このように、神地には二種の用例があったが、先の官符の神地とは、②に同地で「行_二神事_一」とあることから、後者の用例に該当するものと思われる。すなわち、荒見河の西一町は、平野社にとって、祭の日には祭場となる、きわめて神聖な場所であったと推想されよう。神地とは、それを表現するにふさわしい語であったと思うのである。

ただし、ここで注意しなければならないのは、問題の神地は平野社にとって神事を行う祭場であったとしても、平野祭とは全く無縁の土地であったという点である。それは、平野祭が外院の東門を東限として、四神殿を前に実施されていたことから明白であろう。したがって、②の「行_二神事_一并走_二御馬_一」は平野祭そのものの行事ではなかったはずである。実際、儀式書・古記録などの平野祭儀に「走_二御馬_一」儀の記述がなかったことも、この傍証となろう。

以上のようにみえてくると、②の「行_二神事_一并走_二御馬_一」とは平野社の神祭に関わるものということができよう。そもそも「走_二御馬_一」とは、祭の際にしばしばみられる年占行事の一種であろうが、「行_二神事_一」とは具⁽⁷⁰⁾

体的にいかなる神事であろうか。残念ながら、この神事に関係する史料は皆無で、それを復元することは不可能に近い。ただ、あえて憶測するに、神地の東限に位置した荒見河が手がかりになるのかもしれない。

荒見河については、これまでも大嘗祭前の荒見河祓との関連でしばしば説明されてきた。『儀式』一一によると、北野の齋場を卜定するために、悠紀・主基両国司、山城国郡司以下が荒見河において祓を行う―その地点は平野社近くの荒見河東岸であったらしい（『権記』寛弘八年（二〇一一）九月辛巳条）―が、先学の諸説は、荒見河祓を根拠に「荒見」とは散斎（アライミ）の約と考証してきた。⁽⁷¹⁾しかしながら、「アラミ」||散斎説には直ちに賛同できないように思う。というのは、たとえば、『式』神名帳の山城国久世郡に「荒見神社」があるが、この場合の「アラミ」⁽⁷²⁾までも大嘗祭と関連付けるわけにはいかないからである。ここでは、「アラ」が神の出現・誕生を意味するアレと関係し、「アラハレ（現）」と同根の語であることに注意したい（「ミ」は水の意であろう）。すなわち、神地の東側に、「アラ」の語を名称に冠する河があったということは、祭の日には、この河で平野神の誕生の神事が行われていたことを推想せしめるのである。⁽⁷⁴⁾

荒見河で平野社の男女專業神職者による、真夜中の神誕生の祭儀と、それに引き続いて、神を本殿に迎える神迎えの神事が行われていた可能性が考慮されるのではないだろうか。もちろん、この見方もあくまでも想像の域を出るものではないが、一仮説として提示しておきたいと思う。

右の推測はともかくも、この神地における神事に關して、改めて確認すべきことは、前記の如く、平野社の「行_二神事_一并走_二御馬_一」地が平野祭と無関係であったという点である。しかも、同地が神社側の意向を無視した形で、貞觀一四年以前の段階ですべて典藥寮の島とされてしまったという事実である。これは、平野社側の神祭と王権側との間にズレがあったということの意味しよう。すくなくとも、先に引用した官符から、この点は読み取っておく必要がある。

なお、貞觀一四年以後、問題の神地の帰属をめぐって係争が生じたという形跡がないらしいことも留意される。それには様々な理由が考えられようが、寛和元年(九八五)四月から、平野祭と同日に王権祭祀としての平野臨時祭⁽⁷⁵⁾が開始された(『日本紀略』寛和元年四月甲申条)ことにも原因があらう。平野臨時祭では「於東門外_一令

馳_二御馬_一」、「次使以下退_二於東門外_一、馳_二御馬_一歸參」(『江家次第』)として、神地内でも王権側の走馬の行事がなされるようになったからである。⁽⁷⁶⁾

ハ

前二節では、平野社の日常の奉斎者および祭祀のあり様を窺知させる史料を取り上げて分析を試みた。『式』の諸条文からは王・和・大江氏出身の男女專業神職者の存在が、『類聚三代格』の貞觀一四年一二月一五日官符からは平野祭とは異なる場所でも行われたはずの、平野社の神事の存在がそれぞれ浮び上がってきたものと思われる。

ところで、日本の神信仰では、神は神殿に常住しているのではなかった。奉斎集団が嚴重な潔斎をした上で、祭日に自然界から仮設の神殿に神を迎え、神に神饌・幣帛を献上して祈願し、祭が終わると神を送り帰すというのが、神祭の本来の形であった。この神迎え・神送りの神事は後に神殿が常設化し、神が神殿に常住するように考えられるようになった段階でも依然として存続したことはいうまでもない。現在も行われている、京都の下鴨神社の御蔭祭などは代表的な神迎えの神事であらう。

かかる祭の本来の姿から平野祭を検討すると、平野祭

を執行する国家の官人が神迎えの神事に奉仕した痕跡がまったくなくことに気付かれよう。儀式書・古記録からしても、平野祭そのものには、神迎え・神送りの神事の部分が含まれていないのである。平野祭の参列者たちは祭神がはじめから恒久的神殿に鎮座していることを前提に神殿前の四舎に著座したものとされる。平野祭の実施が昼間という、本来の祭にふさわしくない時間帯のなかで完結していたのも、右と連関しよう。

それに対して、平野社での祭祀の姿は容易に復元できないが、平野祭と異なり、神殿前の空間だけで祭が行われていたわけではなかったと思われる。前述の如く、祭の日における荒見河での神誕生の秘儀、神殿への神迎への神事がなされたとも憶測されるが、いずれせよ、平野祭儀に含まれない「行_二神事_一并走_二御馬_一」や毎日の祭神への奉斎などは平野社の専業神職者（氏人）の手で実施されていたと考えねばなるまい。

このようにみると、平野祭と平野社の祭祀、平野祭の奉仕者と平野社の日常的奉斎者（氏人）とは区別して理解しなければならないことははや明らかであろう。両者を安易に混同させて、平野祭や平野社の問題を論じてはならないのである。では、両者の関係はどのようなに

位置付けらるべきであろうか。それは端的にいえば、前者の平野祭が後者の平野社の存在を前提としつつも、後者とは異質な展開を遂げたということになる。そして、この点こそ、平安期の王権祭祀と神社との関係の特質として強調しておかねばならないと思うのである。

四 まとめ

以上、縷々、述べてきたところを要約すると、以下の通りである。

I 毎年四・一月上申日に平野社を舞台として行われた平野祭儀は、氏人による神祭ではなく、勅使が主体となつて執行された王権側の祭祀であった。平野祭は『西宮記』段階を画期として、様々な変容がみられたが、王権祭祀という基本的な性格ままで変化することはなかった。

II 平野社には男女専業神職者がおり、とくに『式』から、王氏・和氏・大江氏物忌の存在が推定できることから、平野祭の日常的な奉仕には、この三氏出身の神職者（氏人）があたっていたものと思われる。

III 『類聚三代格』一、貞観一四年二月一五日太政

官符には、平野社の東門東側には「行_二神事_一并走_二御馬_一」の神地一町があったが、この地は平野祭とは別次元の、平野社独自の祭祀に関わる祭場であったと考えられる。

IV 平野祭という王権祭祀と平野社の神祭とを比較すると、平野祭にははじめから迎神神事をもなわなかったこと、神地一町とも無関係であったことなど、両者の間にズレが認められた。かかる点からしても、王権祭祀と平野社の祭とを安易に同列に扱うことはできないと思われる。平野祭のような王権祭祀を日本の祭の原形と位置付けてはならないのである。

本稿は、平野祭と平野社の関係を中心に論じてきた。そこでは国家の側の史料に垣間みえる平野社の祭や日常的な奉斎者の姿を通して、平野祭の王権祭祀としての特殊性が指摘された。このような関係が他の祭祀にどこまで敷衍できるのかは今後の課題である。また、平野社の問題に限っても、平野祭神を八姓（源・平・高階・大江・中原・清原・菅原・秋篠）祖神とする説（『二十二社註式』）がいかなる経緯で生まれてくるのかなど、なお未解決である。こうした問題も含めて、論及し残した

諸点については、いずれ後考を期したいと思う。

註

- (1) 祭神のなかの「古閑」神については、諸書の写本によつて古閑・古閑・古閑とあり、一定していない。また、鈴木重胤は古閑（フルヘ）説であり（『延喜式祝詞講義』八（『鈴木重胤全集』一〇、鈴木重胤先生学徳顕揚会、一九三九年）六五三頁）、西田長男氏は古閑（コマラ）説である（『平野祭神新説』（『日本神道史研究』九、講談社、一九七八年）七九―一三六頁）。本稿では、依拠した引用史料のままとし、それ以外のケースでは便宜的に古閑神と表記することにした。
- (2) 『延喜式』の引用は神道大系本による（祝詞式は『祝詞・宣命註釈』（神道大系）によつた）。以下、同じ。
- (3) 『類聚三代格』の引用は神道大系本による（新訂増補国史大系本も参照した）。以下、同じ。
- (4) 『続日本紀』延暦元年（七八二）十一月丁酉条に「叙_二田村後宮今木大神_一従四位上_二」、同二年十二月丁巳条に「大和国平羣郡久度神叙_二従五位下_一為_二官社_一」（同書の引用は新訂増補国史大系本による）とあり、平野社の祭神が延暦初年には現社地ではなく、旧地にまつられていたことが分かる。したがつて、平野社の創建は延暦二年以後の「延暦年中」とすることができよう。
- (5) 伴信友『蕃神考』（『伴信友全集』二、ぺりかん社、一九七七年）四一五―四一七頁。
- (6) いわゆる「蕃神」説に立つ主な学説としては、内藤湖

南「近畿地方における神社」(『日本文化史研究(上)』

(講談社学術文庫、一九七六年)五二―六一頁、今井啓一

「桓武天皇御生母贈皇太后高野氏と平野神」(『帰化人と社

寺』綜芸舎、一九六九年)があり、「非蕃神」説には鈴木

前掲(1)、西田、前掲(1)などがある。

(7) 福山敏男「年中行事絵巻の所謂平野祭図」(『日本建築

史の研究』綜芸舎、一九八〇年)三四頁。

(8) 宮地直二監修・福山敏男他編『神社古図集(復刻版)』

(臨川書店、一九八九年)。なお、当該図については、同

上書に「その頃(寛永の平野縁起―引用者注)の見聞に

よつて製作せられたものであらう」(一九頁、近藤喜博氏

執筆)とあり、建部恭宣氏は図中の県社の位置関係から

「寛永三年四月七日から寛永四年八月十一日までの期間の

社頭を写したものと解されている(『平野神社比翼春日

造について』(『昭和五四年日本建築学会近畿支部研究報

告集』四九二頁)。

(9) 「平野祭」「久度古開」祝詞の成立については、拙稿

「『延喜式』祝詞の成立」(『古代国家の神祇と祭祀』吉川

弘文館、一九九五年)を参照されたい。

(10) 『本朝月令』の引用は群書類従本による。以下、同じ。

(11) 『儀式』の引用は神道大系本による。以下、同じ。

(12) 『江家次第』の引用は神道大系本による(新訂増補故

実叢書本も参照した)。以下、同じ。なお、神主が祝詞を

奏上する南・北屋の位置は、『西宮記』に、降雨の際に

「設座東屋西庇南北端」として、祝詞「座」が「東屋」

(前舎)の「西庇南北端」に設けられるとある(同書の引

用は神道大系本による(尊経閣善本影印集成本も参照し

た)。以下、同じ)ことからの想定である。

(13) 『式』には二つの「南舎」が規定されているが、『兵範

記』仁安二年(一一六七)一月壬申条に「南後舎」、同

仁安二年四月壬申条に「後舎」とみえる(同書の引用は

増補史料大成本による。以下、同じ)。

(14) 「中門」の存在は、『師記』治暦四年(一一六八)一

月三日条の「次参平野、…入レ門之後、上東、仍相揖、

至中門辺洗レ手、就幣殿拜敬…次着南屋」(同書の

引用は増補史料大成本による)で確認される。源経信は

「入レ門(東門のこと―引用者注)後、「中門辺」で「洗

レ手」、「幣殿」(舞殿)に就いて「拜敬」し、「南屋」に

著座したとある。東門と舞殿の間に「中門」があったこ

とが知られよう。

(15) たとえば、応徳二年(一一八五)正月二十七日、藤原盛

季が舞殿・内侍着舎・戸津居殿・雅楽舎・司御馬立舎・

行事所舎の各一字、北面築垣一町の破損修理を請け負つ

たという史料(『大間成文抄』四)がある。

(16) 各儀式書の成立年代については、所功『平安朝儀式書

成立史の研究』(国書刊行会、一九八五年)によつた。

(17) 義江明子「平野社の成立と変質」(『日本古代の氏の構

造』吉川弘文館、一九八六年)二〇一―二〇二頁。

(18) 義江、前掲(17)二〇三頁。

(19) 西宮一民「ユフ(木綿)考」(『上代祭祀と言語』桜楓

社、一九九〇年)三四六―三四七頁。

(20) 義江、前掲(17)二〇一―二〇八頁。義江論文以後に

公表された平野社(祭)の論考には「皇室(皇太子)守護神」説が継承されることが多い(上田正昭「平野神社の創建」『平野神社史』平野神社社務所、一九九三年) 二二頁、岡田莊司「平安前期 神社祭祀の公祭化・上」『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年) 七七―七八頁など)。しかしながら、本文や注(23)で指摘したように「皇室守護神」説は再検討さるべきであらう。

(21) 義江、前掲(17)二〇五頁。

(22) 拙稿「古代祝詞の変質とその史的背景」(前掲(9)所収)。

(23) 義江説批判としてもう一点を追加しておこう。細かい点ではあるが、義江氏が「皇室守護神」説の一証として「室町期の史料(『年中行事秘抄』―引用者注)にも」^三「伊勢幣二時、先南殿御拝、次平野御拝」とあるが、南殿(紫宸殿)とはまさに天日嗣高御座のおかれる、即位儀礼の場に他ならない(二〇七頁)とされているのも問題視されてよい。というのも、氏の『年中行事秘抄』の引用と説明から推察するに、氏は当該箇所を「伊勢奉幣の際に天皇は南殿で伊勢・平野を御拝する」と解されているように思われるからである。しかし、これは『年中行事秘抄』四月の「被立臨時祭使二事」(平野臨時祭)の項の中の記述であり、前文に「大嘗月於大内不^二発声^一」とあったこと、また、同じような規定として、「江家次第」六の「同使儀」(平野臨時祭儀)に「大嘗会齋日、^於内^二不^レ発^一」^二当^二伊勢奉幣^一者、先南殿有^二御拝^一、次平野御物声^一」

幣如恒」とあったことに注意しなければならない。

そこで、『江家次第』文を参照しながら、『年中行事秘抄』の史料を三段に分けて解釈すると、①「大嘗月：」は、大嘗祭の「齋月」(二月)には齋戒として内裏で音楽が禁ぜられるという意。②「当^二伊勢幣^一時：」は、「齋月」(二月)に行われる伊勢奉幣(伊勢神宮への大嘗由奉幣)では、勅使の出立後、天皇は南殿で伊勢神宮を御拝するという意。大嘗由奉幣において南殿御拝のことを記した史料を管見では見出していないが、『江家次第』五(祈年穀奉幣)や同一五(大神宝次第)によると、八省院での奉幣儀終了後、天皇は南殿―「東第一間南廂」(『江家次第』五)―に出御し、伊勢神宮を御拝するとある。おそらく、伊勢への大嘗由奉幣の時も天皇の南殿での御拝があったとしてよいであろう。③「平野御拝」(『平野御幣如恒』)は、一月上申日に平野臨時祭儀が実施されるという意。ちなみに、平野臨時祭では天皇が清涼殿孫廂から東庭案上の平野社幣帛を拝することになってきた(『江家次第』六)。したがって、②と③とは儀場が明らかに異なっていたはずである。

以上、①②③を通して、全体の意は、大嘗祭の「齋月」に内裏では音楽が禁止される。ただし、伊勢への大嘗由奉幣や平野臨時祭の際の天皇御拝は同じ「齋月」内のことではあるが、変更なく実行されるということであろう。したがって、③の「平野御拝(幣)」を南殿における平野御拝と解することは誤りといわねばならない。少なくとも、『年中行事秘抄』の②③のみを取り上げて、平野神

「皇室守護神」説の根拠とすることは不可能であろう。

(24) 『兵範記』 仁安二年四月壬申条には「上卿源宰相資賢卿参入、直着座、不_レ被_二奉幣_一」とある。

(25) 松前健「平野祭神論私見」(『大和国家と神話伝承』雄山閣出版、一九八六年) 二五〇頁。

(26) 平野祭と同じく山人参入儀があった園韓神祭では「取_レ薪置_二南北炬火屋_一、主殿寮燃_二庭火_一」(『江家次第』五)、梅宮祭では「山人燎_二庭火於東西_一」(『江家次第』六)として、薪は「庭火」用であったことが分かる。

(27) 『左経記』の引用は増補史料大成本による。以下、同じ。

(28) 『中右記』の引用は増補史料大成本による。以下、同じ。

(29) 柳田国男『祭日考』(『定本柳田国男集』一一、筑摩書房、一九六三年) 一九四頁、同『日本の祭』(『定本柳田国男集』一〇、筑摩書房、一九六九年) 一八四―一八五頁、飯島吉晴「祭りと夜」(『大系 日本歴史と芸能』一、平凡社、一九九〇年)。

(30) 義江、前掲(17) 二〇三頁。

(31) 義江、前掲(17) 二〇四頁。

(32) 『兵範記』 仁安三年一月庚申条にも「次雅楽著_二北屋座_一、有_二神楽御巫舞_一」とあった。

(33) 斯波辰夫「倭舞について」(『古代史論集』下、塙書房、一九八九年) 一六九頁。

(34) 『左経記』 長元元年(二〇二八) 四月壬申条、『吉記』 寿永三年(二一八四) 一月庚申条など。

(35) 所、前掲(16) 一〇一―一二二頁。

(36) 『本朝月令』に「貞観春宮式云。前式。四月上申。奉_二平野祭幣帛_一云云。今案春宮有_レ障差進以上一人_一奉_レ之」とあるので、「今案」以下は『貞観式』で成立したものと考えられる。

(37) 山下克明「平安時代初期における『東宮』とその所在地について」(『古代文化』三三―二二、一九八一年)。

(38) 古瀬奈津子「平安時代の『儀式』と天皇」(『歴史学研究』五六〇、一九八六年) 三七頁。

(39) 大原野祭に「内侍・近衛使具了。遅来且_レ始_レ事。」(『西宮記』恒例第三)、園韓神祭においても「其内侍到来、乃始祭之」(『式』一)とあるように、内侍の到着と祭の開始は不可分であった。

(40) 実例においても、『左経記』 長元元年四月壬申条に「先山人迎、次供_二神物_一」とあるのを初見として、以後、この祭式次第が定着している。

(41) 『本朝世紀』の引用は新訂増補国史大系本による。

(42) 『小右記』の引用は大日本古記録本による。

(43) 『江家次第』六「吉田祭」、同一〇「春宮鎮魂」にもほぼ同一の内容のことがみえる。

(44) 『九条年中行事』の引用は群書類従本による。なお、勅使の職務が「取_二見参_一」だけに限定されていたことは『小野宮年中行事』・『北山抄』一・『師遠年中行事』・『建武年中行事』などにもみえる。

(45) 古瀬「格式・儀式書の編纂」(『岩波講座日本通史』四、岩波書店、一九九四年) 三六二頁。

- (46) 『康富記』嘉吉三年(一四四三)四月丙申条によると、「藪木綿」は大蔵省が弁備するが、「社司者、自_二社家_一用_レ之」、さらに「社司二人勤_レ祝」として、平安期よりも「社司」の関与が拡大している。また、同文安四年(一四四七)十一月丙申条でも「社司申_レ祝」とあった(同書の引用は増補史料大成本による)。しかし、これは一五世紀中頃のことであって、平安期の平野祭の状況と同列に扱う必要はないだろう。
- (47) 義江、前掲(17)二〇三頁。
- (48) たとえば、『三代実録』元慶六年(八八二)四月甲申条に「停_二平野春日等祭_一。以_二去十日大蔵省人死_一也」とある(同書の引用は新訂増補国史大系本による。以下、同じ)。
- (49) たとえば、『三代実録』貞観一三年(八七一)五月戊申条に「去四月上申当_二平野祭_一。而触_二人死穢_一之人入_二於内裏_一。仍以停焉。是日修_レ祭」とある。
- (50) 倉林正次『饗宴の研究(儀礼編)』(桜楓社、一九六五年)二九頁。また、坂本和子氏も、平野祭が源氏の氏神祭であったとする一方で、「梅宮祭も平野祭も、その創始の時には一氏族の祭というよりむしろ、朝廷によつて祭られた祭と言つてよいであろう」と指摘されている(「藤氏と平安祭祀」(『神道宗教』七五―七九、一九七五年)二八三頁)。
- (51) 義江、前掲(17)二〇〇頁。
- (52) 宮崎浩「二十二社体制下における式外社の存在意義について」(『史学研究』二〇七、一九九五年)八頁。
- (53) 笹山晴生「平安初期の政治改革」(『岩波講座日本歴史』三、岩波書店、一九七六年)二四四頁。
- (54) 炊女が四人であったことは『儀式』・『江家次第』・『類聚三代格』一五、元慶九年二月八日太政官符にも明記されている。
- (55) 内藤、前掲(6)六一頁、西田、前掲(1)二二三頁。
- (56) 義江、前掲(17)一九八頁。
- (57) 岡田精司「宮廷巫女の実態」(『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年)二二二―二二三頁。
- (58) 義江「古代の祭祀と女性・覚書」(『日本史研究』三八一、一九九四年)三三三頁。
- (59) 義江、前掲(58)三三三―三七頁。なお、義江氏には、関連論文として、「玉依ヒメ」再考(『巫と女神』平凡社、一九八九年)、「伊勢神宮の男女神職者」(『帝京史学』八、一九九三年)、「伊勢神宮の「母良」をめぐる」(『帝京史学』九、一九九四年)、「女性の霊的優位性の再検討」(『日本民俗学』一九八、一九九四年)、「古代の村落祭祀と女性・経営」(『総合女性史研究』一一、一九九四年)、「殺牛祭神と魚酒」(『日本古代の祭祀と仏教』吉川弘文館、一九九五年)、「古代の家族と女性」(『岩波講座日本通史』六、岩波書店、一九九五年)がある。
- (60) 平野社の男性神職者として、祢宜・祝がいたことは『式』一からも知られる。
- (61) たとえば、『皇太神宮儀式帳』によると、伊勢神宮(内宮)の物忌としては大物忌以下、宮守・地祭・酒作・清酒作・滝祭・御塩焼・土師器作・山向の各物忌が存在

していた。ここに物忌に冠せられている語は主として各物忌の職掌に関わるものであった。また、『式』にも春日社などに物忌の記載があるが、平野のように物忌の下に氏族名が付けられていることはない。

(62) 義江氏は、平野社祭神はいずれも「大江氏」とには何ら積極的関わりは見出されなかった。「和氏ゆかりの神々ではあったが、…和氏の氏神として祀られたのではなかった」とされている(前掲(17)二〇〇頁)。また、義江説とは別に、平野の神々を和氏との関係のみでとらえる説もある(水野正好「外来系氏族の竈の信仰」(『大阪府の歴史』二二、一九七二年)、林陸朗「高野新笠をめぐって」(『折口博士記念古代研究所紀要』三、一九七七年)。しかしながら、物忌和氏・物忌大江氏の存在は、本来、和・大江両氏の氏神が平野社にまつられていたことを窺わせるに十分なものがある。

(63) 『日本書紀』の引用は日本古典文学大系本による。

(64) その他、同様な神地の用例は『紀』崇神七年一月己卯条、垂仁二五年三月丙申条などにも見出される。

(65) 「東大寺山堺四至図」は『日本荘園絵図聚影』三(東京大学出版会、一九八八年)に依拠した。なお、同図については、岸俊男「東大寺山堺四至図について」(『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年)、吉川真司「東大寺山堺四至図」(『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年)など参照。

(66) 福山「春日神社の創立と社殿配置」(前掲(7)所収)八頁。

(67) 『春日大社奈良朝築地遺構発掘調査報告』(春日顕彰会、一九七七年)三二頁。

(68) 最近、「東大寺山堺四至図」を精査された吉川氏は、「天平勝宝八歳当時の「神地」は今の春日神社のすぐ北にあった可能性もあるう」。また、春日築地遺構を「現地比定図に落とし込むと…「神地」を圍繞しない、という結果を得た」と指摘されている(前掲(65)五七二頁)。

(69) 福山、前掲(66)一五頁。なお、春日社における恒久的な神殿の成立が平安初期であったことについては、義江「春日祭祀詞と藤原氏」(前掲(17)所収)二四〇―二四二頁に指摘がある。

(70) 柳田「日本の祭」(前掲(29)二四七―二四八頁)。

(71) 鈴木「中臣寿詞講義」上(『鈴木重胤皇学論纂』図書出版株式会社創立編纂所、一九四四年)一七八頁、川出清彦「祭祀概説」(学生社、一九七八年)二五二頁など。また、吉田東伍氏は「新禊所なれば此名起れるか」とされている(『増補大日本地名辞書』二(富山房、一九六九年)一四頁)。

(72) 『山城国風土記』逸文には「荒海社」(同書の引用は日本古典文学大系本による)とあった。また、「アラミ」の例として、下総国香取郡の荒見駅(『日本後紀』延暦二四年一〇月庚申条)もある。

(73) 大野晋他編『岩波古語辞典』(岩波書店、一九七四年)。

(74) 本来、平野社の神々が鎮まっていたはずの神体山は荒見川(現、天神川)の上流方向に位置する、いずれかの山に比定されよう。神体山荒見川の信仰は、平野社の創

建に際して利用されたものと思われるが、それは丁度、藤原氏（春日社）が既存の御蓋山信仰を継承したのと同様であろう。

(75) 平野臨時祭も神社側の祭ではなく、王権祭祀であった。これは、たとえば、その祝詞の祈願詞が「天皇朝廷遠常磐堅磐尔、夜守日守尔護幸賜、天下国家遠平久安久護幸給と、恐美恐毛美申給ハ久申」（『江家次第』）として、天皇朝廷の平安を祈る内容であったことから確かめられよう（平野臨時祭については、三橋正「賀茂・石清水・平野臨時祭について」（『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、一九八六年）三五―三五四頁参照）。

(76) 『日本紀略』寛和元年四月甲申条に「平野祭。：被レ奉ニ舞人走馬。：。」とある（『日本紀略』の引用は新訂増補国史大系本による）。

(77) 本稿で指摘した王権祭祀の特質については、荒木敏夫「伊場の祭祀と木簡・木製品」（『伊場木簡の研究』東京堂出版、一九八一年）、岡田「古代国家における天皇祭祀」（前掲（57）所収）が参照される。

(78) 賀茂祭―賀茂社の問題については、拙稿「賀茂齋院の再検討」（『日本古代の祭祀と仏教』（前掲（59））で述べた。賀茂祭は王権祭祀として執行されており、その前提にある賀茂の御阿礼祭は賀茂社側の祭であったことなど、本稿で述べた平野祭―平野社（祭祀）の関係と共通するところが多い。